

赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業

受注候補者選定基準

平成30年7月5日

函館市企業局

目 次

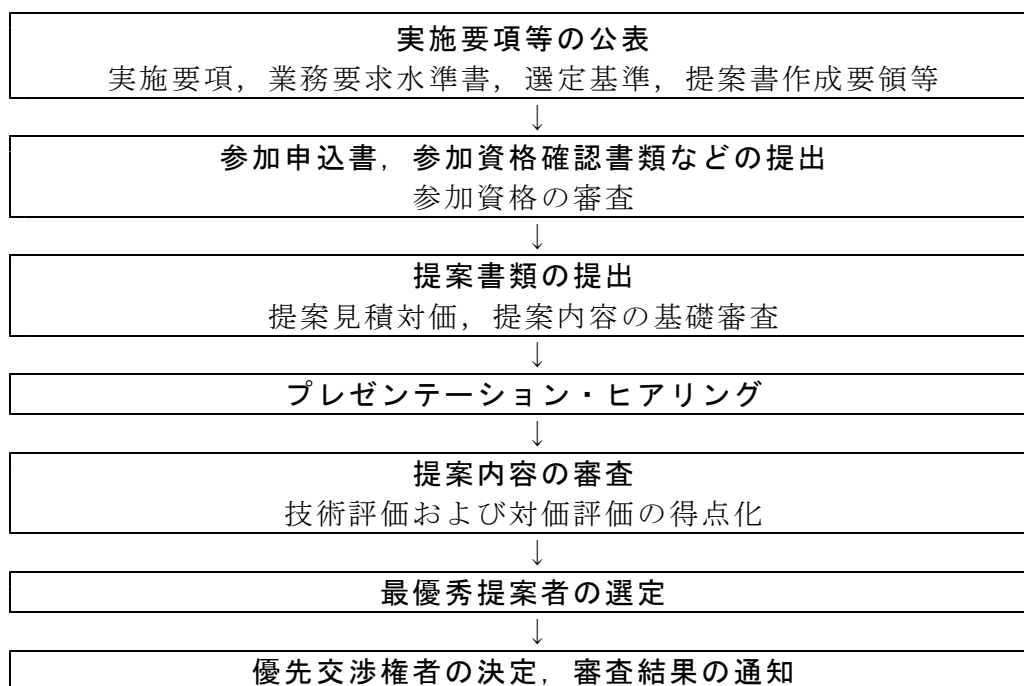
1	最優秀提案者の選定手順	1
2	評価項目および配点	4
3	評価の視点	5

本受注候補者選定基準（以下「選定基準」という。）は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を決定するため、プロポーザルに参加する民間事業者（以下「事業者」という。）からの提案内容などを評価し、最優秀提案者を選定する基準を示すものである。

提案内容の審査ならびに最優秀提案者の選定は、公平性および透明性を確保し、客観的な評価等を行うため、函館市企業局（以下「企業局」という。）が設置した「赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業受注候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）」において行う。

1 優先交渉権者の決定手順

優先交渉権者を決定する手順は、次のとおりである。



(1) 参加資格の審査

赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業 公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）3.7.1(1)の提出書類により、参加資格を審査し、その結果を郵送で通知する。

提出書類の不足や不備があった場合は、参加することが認められないものとし、通知にその理由を記載する。

なお、内容に不明な点や疑義がある場合は、追加資料の提出を求める。

(2) 提案書類の基礎審査

プロポーザル参加者から提出される提案見積対価および業務提案書について、次のとおり基礎審査を実施し、その結果を郵送で通知する。

なお、基礎審査において参加資格を喪失した者には、その理由を付して通知する。

① 提案見積対価の基礎審査

提案見積対価書（様式13）を確認し、提案見積対価が提案上限対価を超えている、または、最低制限対価を下回っている場合は、失格とする。

② 提案内容の基礎審査

業務提案書に記載された内容が、提案書作成要領に基づく構成となっていることや、提案事項間の相違や矛盾が無いことなどを確認する。業務要求水準書および評価項目を満たしていない場合は、失格とする。

(3) プレゼンテーションおよびヒアリング

① 日時等

プレゼンテーション等の日時や場所などは、基礎審査の結果と併せて通知する。

② 実施時間等

プレゼンテーションの実施時間は50分以内とし、委員会は30分程度のヒアリングを実施する。なお、参加者は、業務提案書に記載されている内容以外の説明や新たな資料等は、使用できないものとする。

③ 参加者の制限

実施要項3.8(1)②で提出された参加者以外の者は、原則として、参加できないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、参加人数の範囲内で参加者の変更を認めるものとする。

なお、その場合は、プロポーザル参加申込書（様式4）および理由書（任意様式）を平成30年11月2日（金）午後4時までに、再度提出すること。

④ 使用機器

プレゼンテーションにおいて、パソコンやプロジェクターなど機器を使用する場合は、実施場所に設置しているスクリーンを除き、参加者が用意すること。

(4) 提案内容等の審査

業務提案書に記載された内容の技術評価および提案見積対価の評価を行い、得点を付与する。

(5) 最優秀提案者の選定

得点の合計が、最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、提案見積対価が低

い提案を行った者を最優秀提案者とする。

(6) 優先交渉権者の決定

企業局は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、その結果を通知する。

(7) 次順位者の繰り上げ

実施要項3.2.2の参加資格を喪失した場合およびその他の理由により、優先交渉権者が設立するSPCと事業契約等を締結することができない事由が生じた場合は、提案内容等の審査による得点の合計が上位であった者から事業契約等の締結に向けた手続きを行うものとする。なお、次順位者以降の選定は、最優秀提案者の選定と同様とする。

2 評価項目および配点

評価項目および配点は、次のとおりとする。

大 項 目	中 項 目	配 点
1. 事業実施に関する事項 (30点)	1.1 基本方針	15点
	(1) 函館市水道事業の特徴	5
	(2) 基本方針	5
	(3) 事業の安定性確保	5
	1.2 セルフモニタリング	5点
2. 設計業務に関する事項 (30点)	1.3 リスク管理	5点
	1.4 地域への貢献	5点
	2.1 笹流送水ポンプ設備設計	5点
	2.2 受変電設備設計	10点
	(1) 赤川高区受変電設備	5
3. 工事業務に関する事項 (50点)	(2) 動力負荷量の概要と配電方法	5
	2.3 監視制御システム設計	15点
	(1) システム構成と機能	5
	(2) システムの拡張性	5
	(3) システムの信頼性	5
	3.1 赤川高区浄水場受変電設備	10点
	(1) 施工手順	5
	(2) 新旧設備の切替え	5
	3.2 笹流送水ポンプ設備	10点
	(1) 施工手順	5
(2) 新旧設備の切替え	5	
4. 管理業務に関する事項 (50点)	3.3 監視制御システム	10点
	(1) 施工手順	5
	(2) 新旧設備の切替え	5
	3.4 赤川高区浄水場急速ろ過池の立上げ	20点
	4.1 運転管理業務	15点
	(1) 各浄水場の運転管理	5
	(2) 原水水質変動への対応	5
	(3) 運転管理業務体制	5
	4.2 保全管理業務	25点
	(1) 更新整備対象設備に関する保全管理	5
	(2) 既存設備に関する保全管理	5
	(3) 施設清掃点検	5
(4) 保全管理業務の実施体制	5	
(5) 故障等発生時における対応	5	
5. 事故災害時等の対応に関する事項 (5点)	4.3 植栽管理および構内清掃業務	5点
	4.4 見学者および利用者対応	5点
6. サービス対価の抑制に関する事項 (15点)		15点
7. 本市水道事業に有益となる事項 (60点)		60点
技術評価配点の計 (240点)		240点
8. 提案見積対価 (60点)		60点
合 計 (300点)		300点

(1) 技術評価の得点化

技術評価は、中項目ごとに下記のとおり4段階の評価を行い、得点を付与する。

評価	評価内容	得点化方法
A	特に優れている点が認められる	配点×1.0
B	優れている点が認められる	配点×0.8
C	やや優れている点が認められる	配点×0.4
D	優れている点が認められない	配点×0.0

(2) 対価評価の得点化

対価評価は、提案見積対価に対して下記の算定式により、得点を付与する。なお、得点は小数点以下第1位を切り捨てる。

$$\text{得点} = \text{配点} \times \text{最低提案見積対価} \div \text{当該提案見積対価}$$

3 評価の視点

各評価項目に係る評価の視点は、次のとおりとする。

3.1 事業実施に関する事項

3.1.1 基本方針

(1) 函館市水道事業の特徴

函館市水道事業の特徴や課題等の認識およびその具体性を評価する。

(2) 基本方針

函館市水道事業の特徴や課題を踏まえた本事業の遂行に関する基本方針について、信頼性、確実性、持続性、具体性を評価する。

(3) 事業の安定性確保

事業の安定性を確保するための考え方、出資者の事業への関与が維持される仕組み、事業者の責による事業の破綻を回避するための方法、運転資金が不足した場合の対応などについて、有効かつ具体的な提案を評価する。

3.1.2 セルフモニタリング

実施要項2.3に示す建設業務および管理業務に関する品質を確保するための業務プロセスや結果の把握、業務改善の仕組み、業務未達時の対応など、本事業におけるセルフモニタリングについて、有功かつ具体的な提案を評価する。

3.1.3 リスク管理

本事業の安定性、持続性を担保するにあたっての想定されるリスクの

種類，各リスクについての対応策および対応主体などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.1.4 地域への貢献

本事業を遂行するにあたり，地元企業の育成，活用および地元雇用などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.2 設計業務に関する事項

3.2.1 笹流送水ポンプ設備設計

笹流送水ポンプ設備における水撃対策について，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.2.2 受変電設備設計

(1) 赤川高区受変電設備

赤川高区浄水場の受変電設備に関する考え方，設計上の留意事項および対応策などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

(2) 動力負荷量の概要と配電方法

赤川高区浄水場の動力負荷量の概要および配電方法について，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.2.3 監視制御システム設計

(1) システム構成と機能

システム構成，既存システムとの整合性，システム機能（監視操作機能，警報機能，モバイル監視機能，記録・印字機能，保全データの汎用性）などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

(2) システムの拡張性

監視操作画面，監視項目などの変更作業におけるシステムへの影響と対応策などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

(3) システムの信頼性

システムの通信回線，セキュリティ対策，故障対策，故障発生時の対応・体制・通報の方法，保守部品の確保・供給体制などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.3 工事業務に関する事項

3.3.1 赤川高区浄水場受変電設備

(1) 施工手順

施工に関する留意事項，対応策，手順および創意工夫などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

(2) 新旧設備の切替え

新旧設備の切替えに関する留意事項，対応策，手順および創意工夫などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.3.2 笹流送水ポンプ設備

(1) 施工手順

施工に関する留意事項，対応策，手順および創意工夫などの妥当性，具体性を評価する。

(2) 新旧設備の切替え

新旧設備の切替えに関する留意事項，対応策，手順および創意工夫などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.3.3 監視制御システム

(1) 施工手順

施工に関する留意事項，対応策，手順および創意工夫などの妥当性，具体性を評価する。

(2) 新旧設備の切替え

新旧設備の切替えに関する留意事項，対応策，手順および創意工夫などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.3.4 赤川高区浄水場急速ろ過池の立上げ

赤川高区浄水場急速ろ過池の立上げに関する留意事項，対応策，手順などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.4 管理業務に関する事項

3.4.1 運転管理業務

(1) 各浄水場の運転管理

本事業において対象となる各浄水場の運転管理に関する基本的考え方について，有効かつ具体的な提案を評価する。

(2) 原水水質変動への対応

各浄水場の原水水質の特徴および原水水質変動時の対応などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

(3) 運転管理業務体制

人員配置，班編成，役割分担などの体制整備，労務管理および人材育成などに関する考え方，留意事項などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.4.2 保全管理業務

(1) 更新整備対象設備に関する保全管理

更新整備対象設備における機械設備に関する日常点検，定期点検および点検整備などの内容・方法・頻度などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

(2) 既存設備に関する保全管理

既存設備（更新整備対象外設備）に関する日常点検などの内容，方法や頻度などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

(3) 施設清掃点検

ろ過砂削取および沈でん池清掃点検業務に関するスケジュール作成上の留意点，同作業時のバルブ操作上の留意点について，有効かつ具体的な提案を評価する。

(4) 保全管理業務の実施体制

保全管理業務の実施におけるSPC，SPCを構成する企業および協力会社の役割分担ならびに業務の管理方法について，有効かつ具体的な提案を評価する。

(5) 故障等発生時における対応

更新整備対象設備における機器故障などの発生時における対応，体制などについて，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.4.3 植栽管理および構内清掃業務

植栽管理および構内清掃に関する考え方を評価する。

3.4.4 見学者および利用者対応

水道施設見学者および市民開放施設利用者への対応に関する考え方，留意事項について，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.5 事故災害時等に関する事項

事故災害発生時における非常配備（関連会社，協力会社含む）に関する考え方，企業局との連携および復旧に関する役割など，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.6 サービス対価の抑制に関する事項

更新対象設備に関する定期点検，点検整備および保守部品の供給など，保全管理業務に関するサービスの対価を抑制するための創意工夫について，有効かつ具体的な提案を評価する。

3.7 本市水道事業に有益となる事項

本市水道事業に有益となる提案について，先進性・独自性・具体性などの観点から評価する。